

説明資料

平成29年2月24日

金融庁

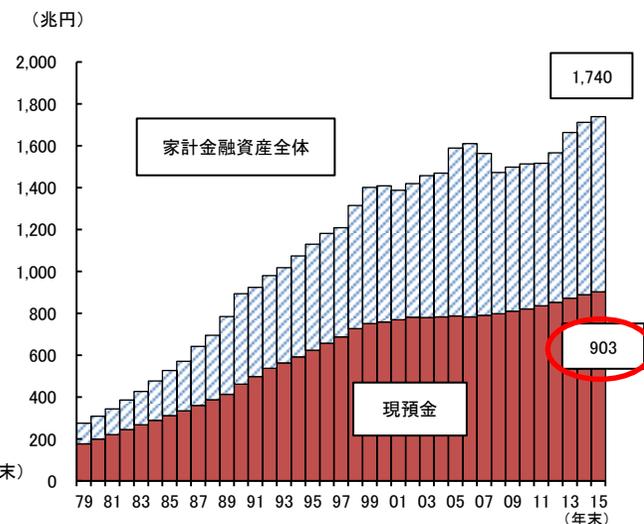
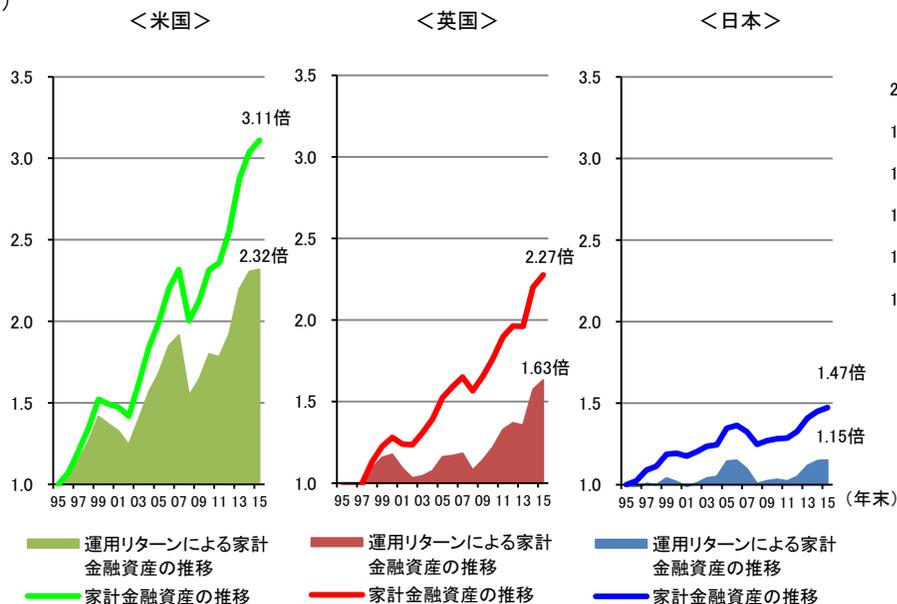
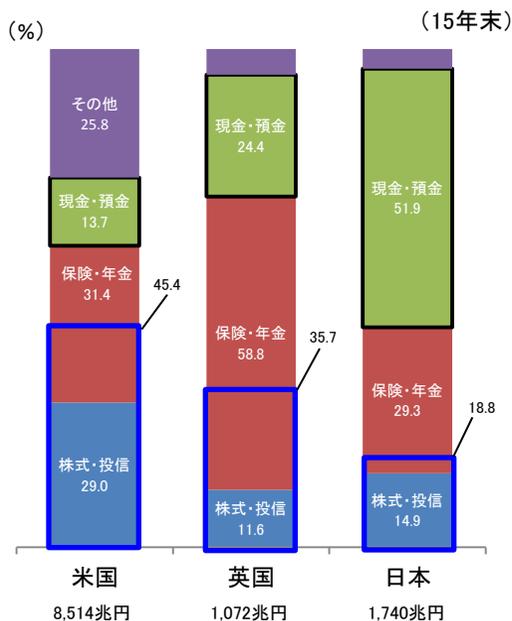
家計金融資産の現状分析

- 我が国の家計金融資産(約1,700兆円)の52%(約900兆円)が現預金。
米英に比べ株式・投信等の割合が低く、家計金融資産の伸びは低い水準(運用による増加に大きな差)。
- 近年の推移を見ても、我が国における現預金優位の状況は大きく変わっていない。

各国の家計金融資産構成比

各国の家計金融資産の推移

我が国の家計金融資産の推移



出典: 金融庁「平成27事務年度金融レポート」
(日本銀行資料より、金融庁作成。)

□の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合
出典: FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

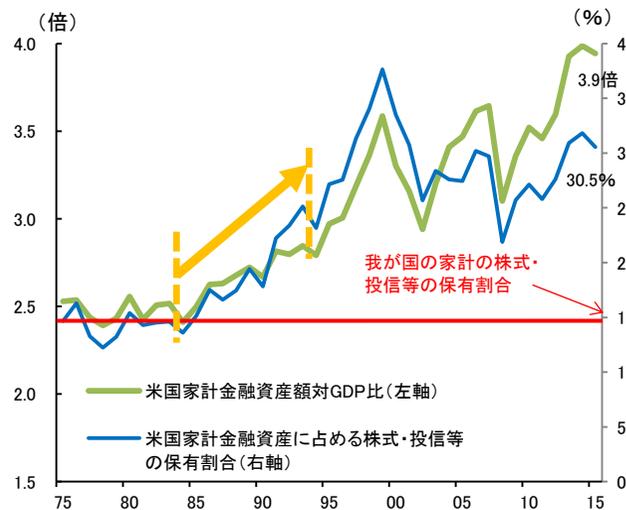
(注) 1995年=1 (英国のみ1997年=1)とする

出典: FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

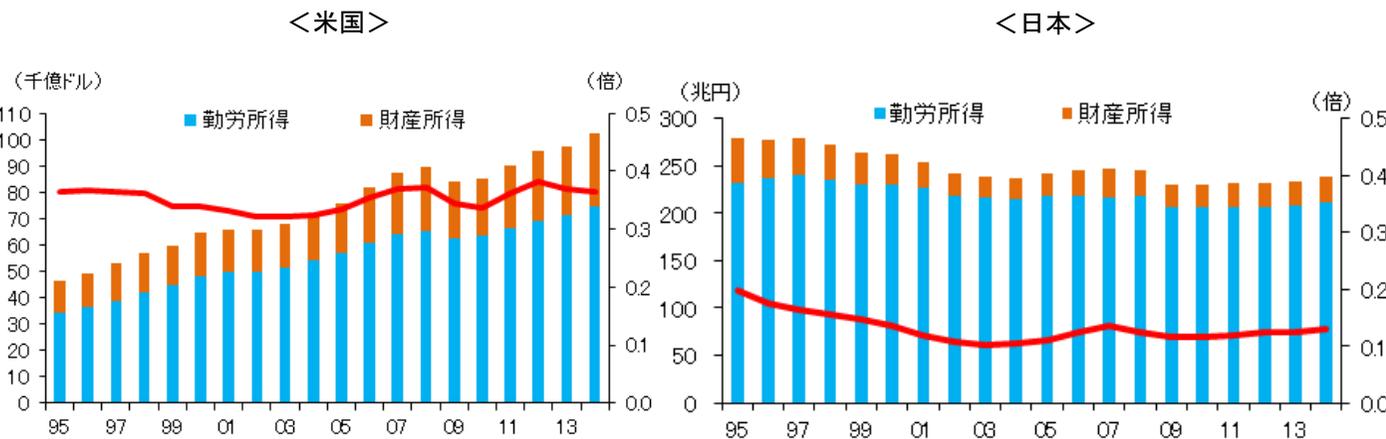
家計の資産形成の促進に向けた政策対応

- 米国では、税制優遇(IRA等)などの政策対応により、バランスのとれたポートフォリオが実現し、金融資産も大きく増加。英国でも、NISAのモデルとなったISAが導入・恒久化され、投資額が増加(15年末の株式型ISA残高:約44兆円)。
 - その結果、例えば米国では財産所得が家計所得に大きく貢献する姿が実現(勤労所得と財産所得の比は、米国の3:1に対して、日本では8:1)。
- ⇒ 家計における資産形成を促すためには、**政策的な後押し**が必要。
- 積立NISA、実践的な投資教育、金融機関の顧客本位の業務運営の確立・定着**等を総合的に推進。

米国における政策対応の効果



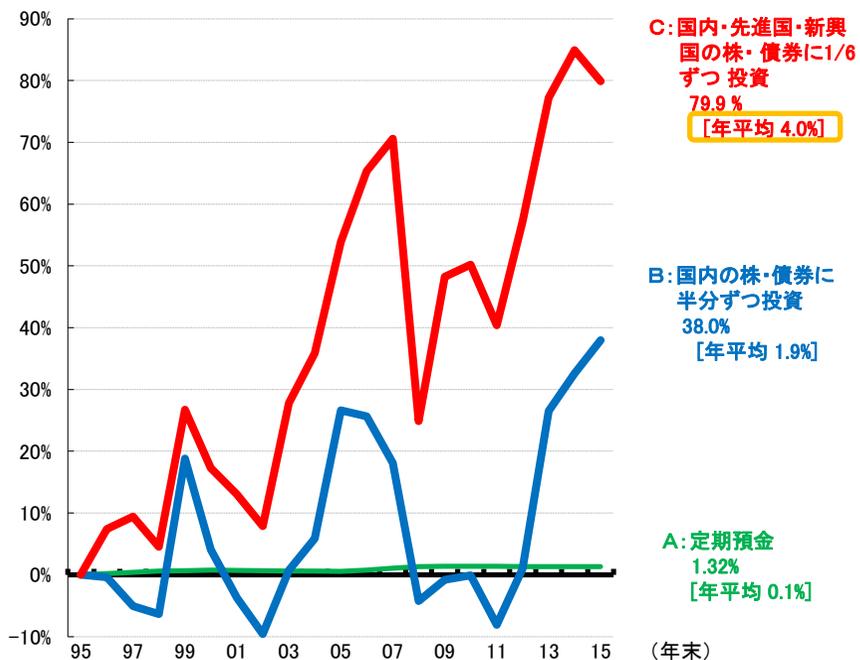
日米の家計所得の推移



「積立NISA」の創設

- 分散投資(投資対象の分散と投資時期の分散)により、中長期的に安定的なリターンの実現が可能に。
 - 投資対象をグローバルに分散させることで、世界経済の成長の果実を享受することが可能に。
 - 投資時期の分散(積立投資)により、高値掴み等のリスクを軽減しリターンの安定化が可能に。
- 政府・与党税制改正大綱において、「積立NISA」の創設(平成30年1月～)を決定。

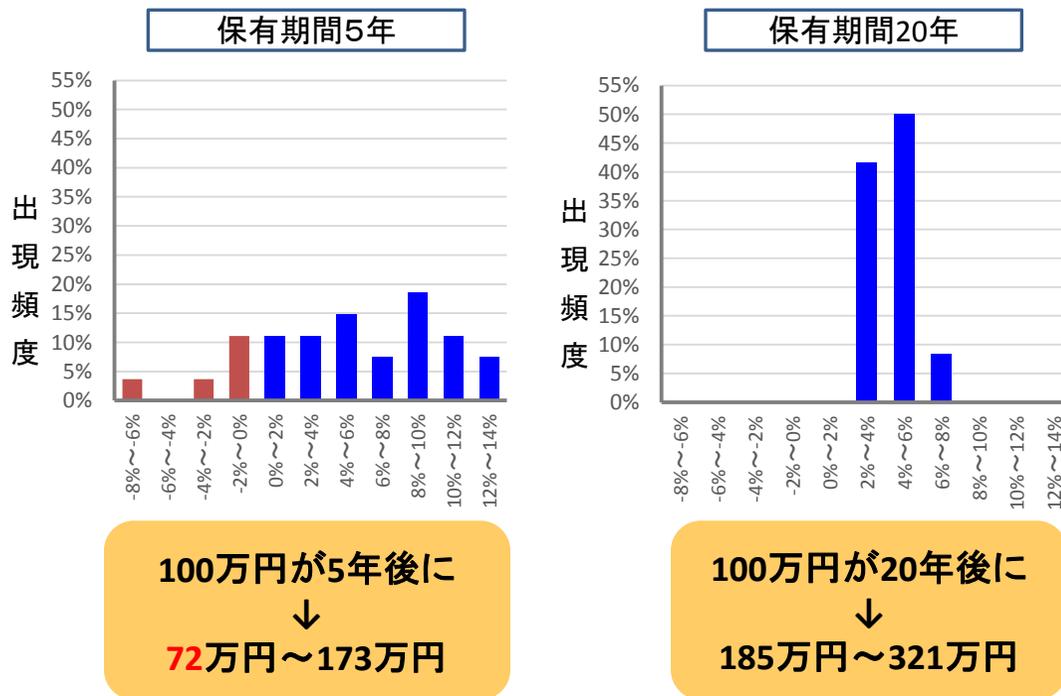
積立・分散投資の効果



(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

国内外の株式・債券に分散投資した場合の収益率の分布

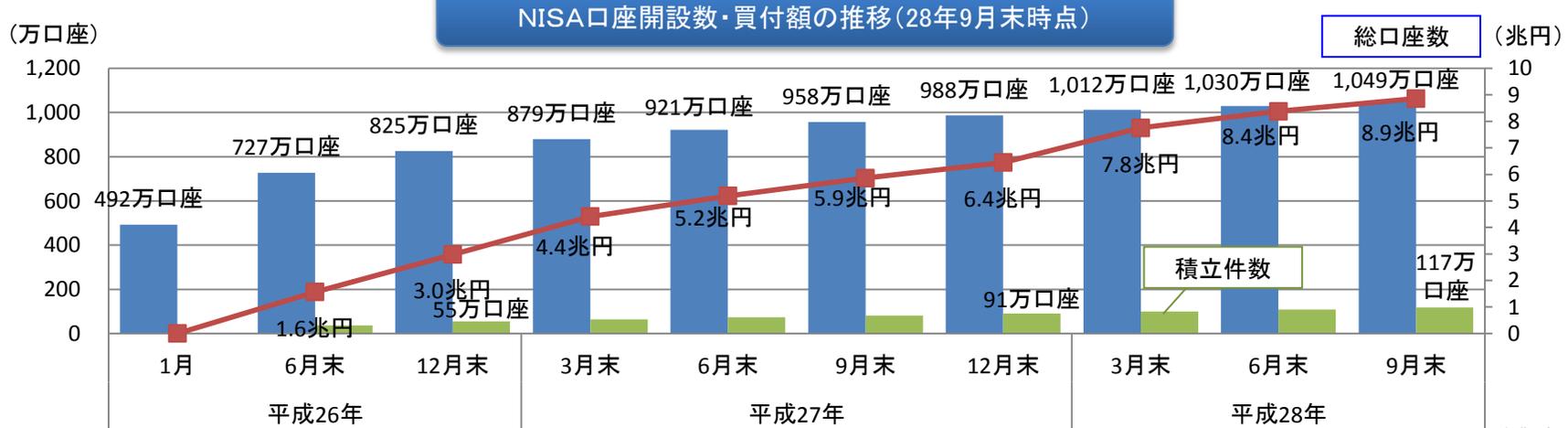
20年の保有期間では、投資収益率2～8%(年率)に収斂。



(注) 1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出している。

現行NISAの課題

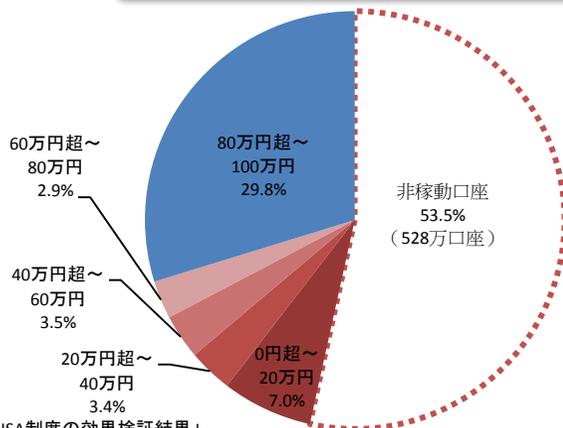
- 現行NISAは着実に普及。ただし、積立による利用は、総口座数の1割程度にとどまっている。
- また、非稼動口座(一度も買付けが行われていない口座)が全体の50%以上存在。
- これらの背景には、少額から積立で投資できることが十分浸透していないことがあると考えられる。



※ 積立件数については、平成26年末及び平成27年末における計数を基に四半期に引き直したものの。

出典: 金融庁

NISA口座の使用状況

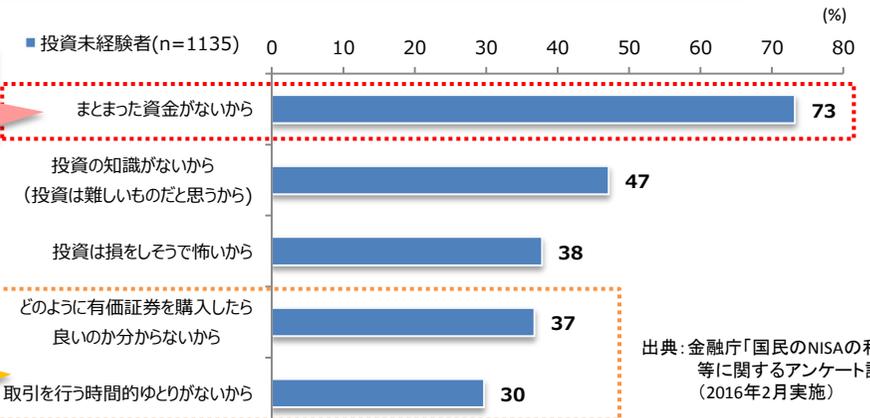


出典: 金融庁「NISA制度の効果検証結果」

投資は資産形成に必要だと思いが投資を行わない理由

少額投資を知らない

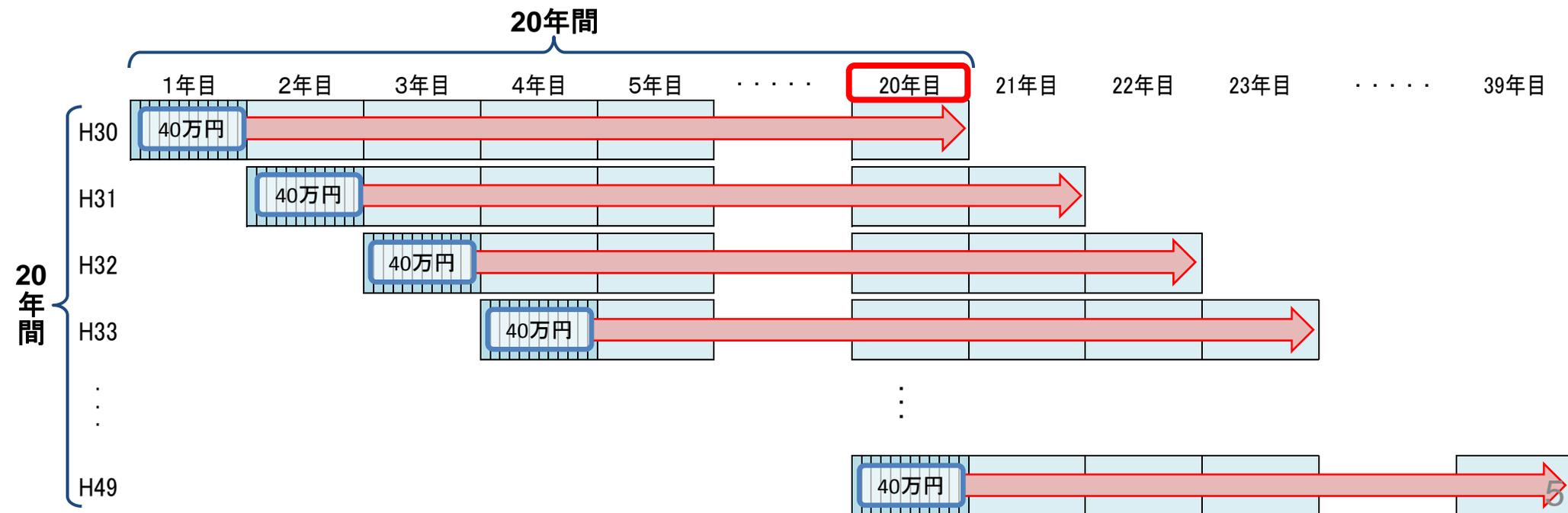
積立投資を知らない



出典: 金融庁「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査」(2016年2月実施)

積立NISA(案)の概要(平成30年1月から導入)

非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円 、非課税保有期間: 20年間 、投資可能期間: 平成30年～49年 (20年間)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (税制改正大綱には、 ①信託期間が無期限又は20年以上であること、②毎月分配型でないこと、等について記載)
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと 選択 して適用可能



確定拠出年金(DC)の運用商品

- 平成28年5月に確定拠出年金法等の一部を改正する法律が成立。DCの商品性に関するポイントは、以下の2点。
 - 1) 加入者が運用商品を厳選し、分散投資を選択できる環境を確保できるよう、現行の**元本確保型商品の提供義務を廃止し、リスク・リターン特性の異なる三つ以上一定数以下の運用商品の提供義務を規定**。
 - 2) 選択の失念等により運用商品を選択しない者が一定数いることを踏まえ、「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」に係る規定を整備。**長期運用に資するよう、経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るための運用方法の基準を設定予定**。

1) リスク・リターン特性の異なる商品の提供義務

- ・現状、DCを通じて**運用されている資産の過半が、元本確保型の商品**。
- ・DCにおける**運用商品提供数は増加傾向**。
⇒ 加入者の商品選択を支援

2) 長期運用に資するデフォルト商品の基準

- ・指定運用方法(デフォルト商品)については、**長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図る**ための一定の基準を、省令において設定予定。

現行	改正後
① 少なくとも三つ以上の運用商品の提供	➢ リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供
② 一つ以上の元本確保型商品の提供	➢ 商品提供数の上限設定

(注1) 元本確保型商品については、提供義務を廃止。

(注2) 商品提供数の具体的な上限は政令で定める。

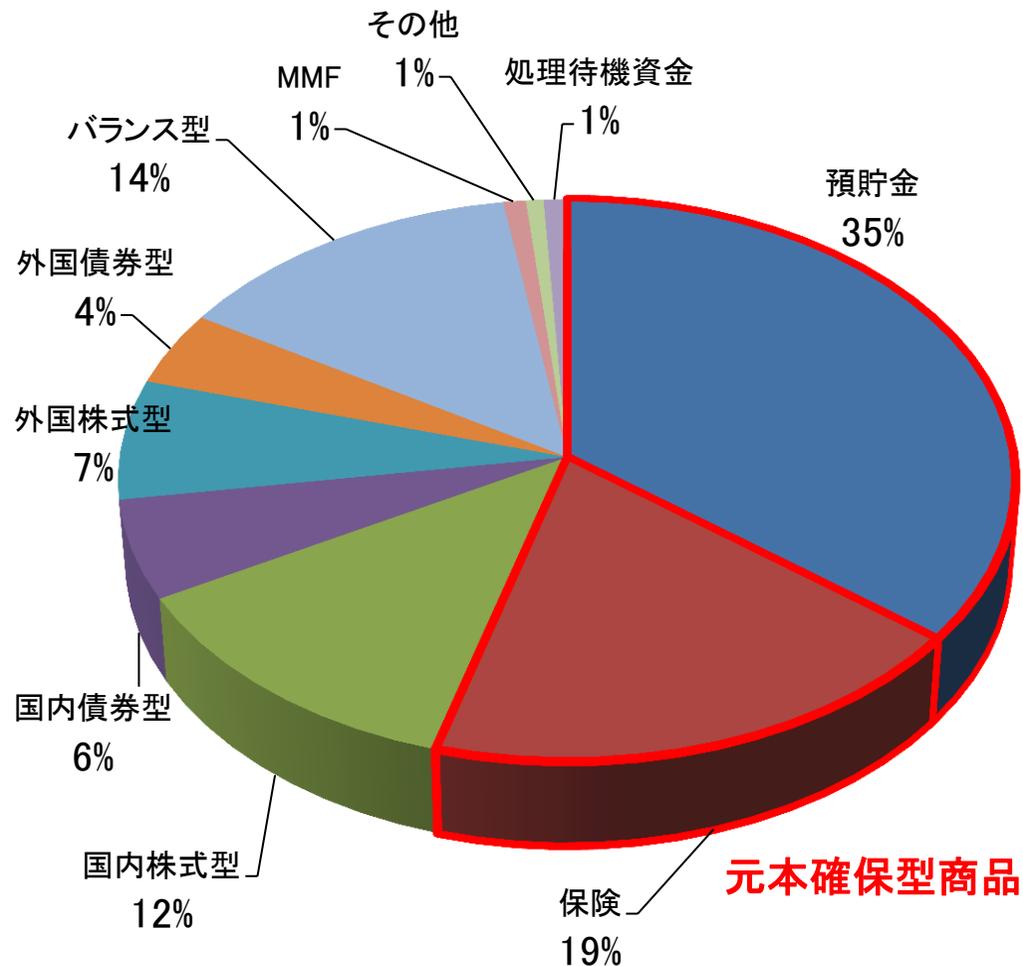
<参考>改正確定拠出年金法 第23条の2

第1項「企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、(中略)対象運用方法のうちから一の運用の方法を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。」

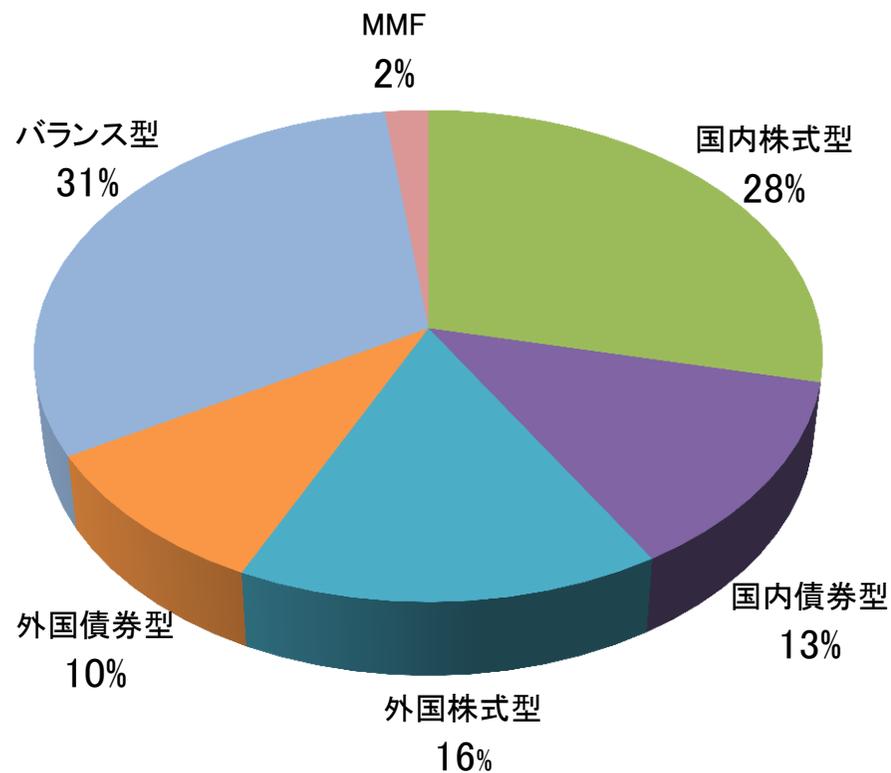
第2項「前項の規定により選定した運用の方法(以下「指定運用方法」という。)は、**長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。**」

企業型確定拠出年金(DC)を通じた運用商品の選択状況

商品選択割合(16年3月末)



左記のうちリスク性資産の内訳



(注)企業型DCのみの商品選択割合。

出典:運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」より金融庁作成。